

令和4年度 第1回 四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 令和4年5月13日（金）午後2時45分～午後4時00分
場 所 四街道市役所 障害者支援課2階会議室
出席者 出 席 委 員：酒井会長、木谷副会長、高山委員、畠中委員、伊藤委員
欠 席 委 員：なし
事務局 鈴木市長、岩井総務部長、常世田総務部副参事、木村総務課長、
服部総務課長補佐、多田情報公開室長、菅原主査、三浦主任主事

公開・非公開の別 一部公開（会議次第のうち1から4は非公開、5、6は公開）

傍聴人 0人

会議次第

- 1 委嘱状交付
- 2 鈴木市長挨拶
- 3 会長の選出
- 4 副会長の選出
- 5 議事
(1)令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）
(2)個人情報の保護に関する法律の改正に伴う四街道市の対応について（報告）
- 6 その他

会議の内容

事 務 局 ただ今より令和4年度 第1回 四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。配布しました会議次第に沿いまして進行させていただきます。

事 務 局 初めに、鈴木市長から委嘱状の交付をさせていただきます。

市 長 ～委嘱状交付～

事 務 局 それでは続きまして、鈴木市長からご挨拶申し上げます。

～市長挨拶～

事務局 ～職員紹介～

事務局 それでは、会議次第3、会長の選出に移らせていただきます。今期初めての審査会となりますので、会長の選出をお願いいたします。会長選出までの間は、鈴木市長が座長を務めさせていただきます。それでは、鈴木市長、宜しくをお願いいたします。

市長 それでは、会長が選出されるまでの間、座長を務めさせていただきますので、宜しくをお願いいたします。
早速ですが、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項によりますと、情報公開・個人情報保護審査会は会長と副会長を各1名置くこととしており、同条第2項では、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める。」としております。
これより、会長の選出を行いたいと思います。委員の皆様、ご推薦等ございますか。

～委員から、会長に酒井委員を推薦する意見あり～

市長 ただ今、会長に酒井委員という推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

委員全員 ～異議なし～

市長 委員全員のご賛同が得られましたので、会長は酒井委員に決定させていただきます。どうぞ宜しくをお願いいたします。これにて座長の任を解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

事務局 早速ですが、酒井会長、ご挨拶をお願いいたします。

～会長 就任の挨拶～

事務局 ありがとうございます。
それでは、ここからは会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

- 宜しく願いいたします。
- 酒井会長 それでは続きまして、会議次第4、副会長の選出を行いたいと思います。委員の皆様、ご推薦等がございますか。
- ～委員から、副会長に木谷委員を推薦する意見あり～
- 酒井会長 ただ今、副会長に木谷委員という推薦がありました。皆様いかがでしょうか。
- 委員全員 ～異議なし～
- 酒井会長 委員全員のご賛同が得られましたので、副会長を木谷委員に決定させていただきます。どうぞ宜しく願いいたします。
- 事務局 それでは、木谷副会長、ご挨拶をお願いいたします。
- ～副会長 就任の挨拶～
- 事務局 ありがとうございます。
- なお、大変恐縮ですが、鈴木市長、岩井総務部長、常世田総務部副参事につきましては、所用のため、これをもちまして退席をさせていただきます。
- ～鈴木市長、岩井総務部長、常世田総務部副参事退席～
- 事務局 それでは、会議を再開させていただきます。
- 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の進行につきましては、酒井会長をお願いいたします。
- 酒井会長 それでは委員の皆様のご協力の程、宜しく願いいたします。
- この後の内容につきましては、まず、議事の1点目として令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての報告、次に、2点目として個人情報の保護に関する法律の改正に伴う四街道市の対応についての報告を予定しております。次に、その他としまして、今回の開催予定についての事務局説明を予定しております。

酒井会長 ただ今の出席委員は5名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項の規定により、出席者が委員の過半数を超えていますので、会議は成立いたしました。

 また、会議の公開・非公開につきましては、今回の議事の内容が情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての報告等に関する案件であり、審査請求事件の調査及び審議に関する事項ではないため、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、公開といたします。

 本日は、傍聴希望者はおられますか。

事 務 局 傍聴希望者はありません。

酒井会長 それでは、本日は傍聴人無しということで進めさせていただきます。なお、本日の会議資料につきましては、四街道市の審議会等の会議の公開に関する指針により、閲覧に供するものとしますが、傍聴人への配布については、本日は傍聴人がおられませんので省略させていただきます。

酒井会長 次に、会議録における発言者名については、審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することになっておりますので、本審査会においても発言者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

委員全員 ～特になし～

酒井会長 それでは、会議録における発言者名につきましては、明記することといたします。

酒井会長 これより、議事に入りたいと思います。

 議事の1点目、令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての報告に移りたいと思いますが、委員の皆様宜しいでしょうか。

酒井会長 それでは、事務局の説明を求めます。

～事務局から令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について説明～

酒井会長 ただ今、事務局から令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について説明がありましたが、何か質問等がございましたら委員の皆様お願いいたします。

木谷委員 四街道市が原告となった裁判の訴訟記録の情報公開請求について質問いたします。裁判は公開が原則ですので裁判所において訴訟資料は閲覧することはできますが、謄写については利害関係がないと本来できませんので、裁判所で謄写できないものを市に対して情報公開請求して謄写できてしまうことは、裁判所で謄写を利害関係人に制限している趣旨が失われてしまうような気がします。他の法令等で公開方法が定められているようなケースについてどのように対応していくのか、難しい問題ですが確認をさせてください。資料ですと5ページ以降の受付番号のNO4・6・18・19他となります。

事務局 裁判所において訴訟資料の閲覧や謄写が民事訴訟法の規定により可能であることは承知しております。裁判所における訴訟資料の閲覧、謄写と情報公開条例に基づく情報公開はそれぞれ異なる制度によって行われております。

裁判所における閲覧、謄写については裁判所で保管されている状態で行われていると思いますが、市で情報請求により公開する場合は情報公開条例の規定に基づくこととなりますので、同条例において非公開事由に該当するかどうかを確認したうえで公開、非公開の決定をすることとなります。

例えば、情報公開請求された行政文書が訴訟に影響を与える部分があった場合には、非公開や部分公開としているケースもあります。一方で、市議会へ説明した内容や、ホームページなどで掲載している情報については公開としております。

木谷委員 それぞれの制度、趣旨が異なりますので一定の理解はできますが、今回のケース以外にも判断が必要になることも考えられますので確認させていただきました。

酒井会長 その他に何かございますか。

酒井会長 情報公開請求の受付番号50・58の決定内容において請求拒否（存否応答拒否）と記載されていますが、これはどのような内容ですか。

事務局 まず、存否応答拒否ですが、請求された文書の有無を回答するだけで、非公開情報の保護利益がこれを公開した場合と同様に害されることとなる場合に、文書の存否自体についての回答を拒否する決定となります。はじめに、50番についてですが、訴訟の争点になっているため回答できない事案で、次に58番は市の事業への応募申請にあたり法人の借入金等の情報であり回答することにより法人の経営状況等が明らかになってしまうため回答できない事案であります。

酒井会長 その他に何かございますか。

委員全員 ～特になし～

酒井会長 次に、議事の2点目、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う四街道市の対応についての報告に移りたいと思いますが、委員の皆様宜しいでしょうか。

酒井会長 それでは、事務局の説明を求めます。

～事務局から個人情報の保護に関する法律の改正に伴う四街道市の対応について説明～

酒井会長 ただ今、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う四街道市の対応について、説明がありましたが、何か質問等がございましたら委員の皆様お願いいたします。

畠中委員 改正個人情報保護法が施行されることで審査会の審議事項の一部が審議対象外になるとのことですが、法律のどの条文に規定されているのですか。

それから、個人情報の収集は情報公開・個人情報保護審査会で審議しなくなるとのことでしたが、外部提供についても審議しないということですか。また、個人情報でなければ収集し、外部提供できるということですか。個人情報の定義は個人を特定できる情報ということですか。

から、個人が特定できない情報であれば外部提供が可能ということ
で宜しいのですか。

また、資料No.2に「改正個人情報保護法第129条」と示されていま
すが、この規定はどのような内容ですか。当審査会における過去の事
例を見ると、レセプトの情報を外部提供することについて審議したこ
とがあります。改正個人情報保護法が施行されると、このような事例
は議論しないようになるのですか。一番問題になると考えられるのは、
当時、レセプトの情報を第三者提供することについて、本人の同意を
得ていたわけでは無かったと思いますが、四街道市が収集し、自己の
管理下に置いている個人情報について、外部からの要請により、当審
査会での条例及び利用目的等の適切性の審議を経て提供しました。こ
のようなケースは、改正個人情報保護法下での四街道市の審査会での
審議の必要性はどうなりますか。

事務局

四街道市の管理下にある市民の個人情報を外部提供するにあたって、
審査会に諮り審議する必要があるかないかということですか。

畠中委員

まず1点目として、個人情報は原則として本人の同意なくして第三者
への提供ができませんが、個人情報にあたらぬ情報であれば、第三
者に提供してよいかの質問です。

次に2点目として、個人情報を本人の同意なく第三者提供する場合に、
先程の事例でレセプトの情報を提供することについて、当審査会で提
供の適切性を審議しなくてよいかということです。率直に申し上げて、
個人情報保護委員会は機能しないのではないかと思います。「2000
個問題」というのは、個人情報を取り扱う機関が2000機関あるこ
とから生じた問題です。それらの全ての機関から個人情報の取扱いに
ついての諮問されると、個人情報保護委員会はすぐに対応ができな
くなります。特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）では、1件
でも漏えいすると事件・事故として扱うとしていましたが、漏えいが
多く個人情報保護委員会はパニック状態となり、今ではホームページ
での受付となりました。諮問を行わずに提供できるということであれ
ば、個人情報を外部提供できる場合について解釈が変更になったのか、
法律で新たに規定されたのかということを確認させてください。四街
道市情報公開・個人情報保護審査会は、市民の個人情報を保護するこ
とを目的として審議する機関です。その責務を全うするために、今後、
審議できる事項、審議できない事項を整理し、具体的に説明してくだ

さい。

また、もう一点ですが、匿名加工情報とはどのような定義がされていますか。匿名加工性とは、加工後の情報が加工前の個人情報と“容易に照合されない”、加工後の情報が“元の個人情報に復元できない”と定義されています。“容易に照合できない”は法制化の段階で、個人情報保護委員会が削除しました。

事務局

これまでは、個人情報を本人以外から収集する場合、本来の目的以外の目的により外部提供を行う場合、オンライン結合により外部提供する場合などに、条例に基づいた諮問を行わせていただいております。しかし、このたびの法律改正等により、審査会への類型的な諮問を行うことについては許容されないものとして、国の方から考え方が示されております。

畠中委員

国から考え方が示されているのですか。もう少しご説明ください。

事務局

その規定につきましては、原則として改正個人情報保護法において行政機関を対象とする部分が適用となりまして、例えば開示請求の手続きですとか、細部の事務手続きを定めるために施行条例を制定することになります。その条例制定にあたってはある程度、自治体の裁量によることも可能ですが、その条例の規定においてこれまでのように審査会への諮問について定めることは許容されないものとして国の方から考え方が示されております。

畠中委員

国で示すというのは、例えばガイドラインなどの文書で明示しているものと思われませんが、その明示しているものは有りますか。国が示したガイドライン等では、個人情報保護委員会の権限について明確になっていますか。また、逆に個人情報でないものについては外部提供の制限は無いのではないかと思います。その部分は明確にされているのかを分かりやすく説明してください。

事務局

後ほど回答させていただくにあたりまして、ご質問を整理させていただきたいのですが、改正個人情報保護法において審査会の機能として残される内容の範囲などを整理して、国の通知や資料などを確認して回答をさせていただくということによろしいでしょうか。

畠中委員 それで宜しいです。

畠中委員 改正個人情報保護法の第2条に個人データの定義があります。同法の第1章から第3章までは民間と行政機関とで共通だと思いますので、個人データについての定義も民間と行政機関とで変わるものではないです。普通は個人データというのはそのデータが指し示すところの主体が個人（本人）であれば個人データであることを意味します。例えばクレジットカードの番号がありますが、番号だけでは個人を特定できません。しかし、番号はクレジットカードの所有者そのものを指し示します。また、レセプトの情報から氏名を削除しても、そのレセプトの情報は患者本人の情報を示し、個人データです。医療情報が地方自治体に集まってくるとは思います。その医療の診断情報、レセプト情報を収集すると本人の病名が分かります。そこから氏名を削除しても個人データは残っています。個人データや個人情報などの用語の定義が明確にできていないと、第三者への提供の適切性について判断をすることができません。まずはそこをしっかりと把握していただかないと議論ができなくなってしまいますので、良く確認をしてください。

事務局 質問内容を確認のうえ後ほど回答させていただきます。

酒井会長 これからも国等から通達やガイドラインなどが示されてくるとは思いますので、それらを整理して法令等を確認のうえまとめたいと思います。
いずれにしましても、来年4月1日から法律が適用されることとなりますので、宜しくお願いします。

事務局 令和5年4月1日の法律の適用開始に向けて、必要な条例等の整備等を進めてまいります。

酒井会長 近隣の自治体と情報交換などを行い、必要に応じて国等に問い合わせをし、内容を確認のうえ対応していただきたいと思います。

畠中委員 質問の内容は次回の審査会までに調べた結果を回答いただければと思います。

畠中委員 先程、条例整備を委託先に依頼したという説明がありましたが、その委託先は四街道市以外で業務の実績はありますか。

事務局 四街道市の例規整備をこれまでも行っている実績もあり、他市町村においても、以前、個人情報保護条例の例規整備等の実績もある業者であります。

畠中委員 他市における条例等の整備状況も確認しておいてください。

事務局 この後、情報収集してまいります。どこの自治体も同時期の例規整備となりますので、可能な限り確認をしたいと考えております。

酒井会長 その他に何かございますか。

委員全員 ～特になし～

酒井会長 本日ありました、質問事項等につきまして整理、確認し取りまとめのうえ報告してください。

酒井会長 最後に、会議次第の6、その他としまして、次回の開催予定について、事務局からの説明を求めます。

～事務局から次回の会議の予定時期等について説明～

酒井会長 事務局より、次回の開催予定についての説明がございましたが、委員の皆様からご質問等はございますか。

委員全員 ～特になし～

酒井会長 具体的な開催時期は現時点では決定できないため、改めて事務局と協議のうえ開催時期、方法を決定したいと思います。

酒井会長 それでは会議次第の6、その他について終了させていただきます。

酒井会長 最後に、委員の皆様から何かございますか。

委員全員 ～特になし～

酒井会長 他に無いようでしたら、以上で、令和4年度 第1回 四街道市情報
公開・個人情報保護審査会を終了いたします。
お疲れさまでした。